# （様式３－５）

**海外機関へのヒトＥＳ細胞分配状況報告届出書**

　　　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

（使用機関の名称）

（使用機関の長の役職・氏名）

海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配状況について使用責任者から報告書の提出を受けたので、ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針第18条第５項の規定により、当該報告書の写しを別紙のとおり提出します。

（記載要領）

・申請書の最終版の正式な提出にあたり、押印は不要。ただし、機関の手続き上押印が必要な場合は、押印を妨げない。

（なお、文科省における申請書の事前チェック後、最終版を提出する際、押印をしない場合は、申請書１枚目の右上に朱書き枠囲い(18ポイント以上)で正本と明記の上、メールでファイルを提出すること。押印をする場合は、押印した書類の原本を郵送すること（正本の表記は不要）。）

## （様式３－５別紙）

**海外機関へのヒトＥＳ細胞分配状況報告書**

|  |  |
| --- | --- |
| 使用計画の名称 |  |
| 使用機関の名称 | （記載例）○○大学○○学部 |
| 使用責任者の氏名 | （記載例）文科　○○（もんか　○○） |
| 海外機関の名称及び所在地 |  |
| （記載例）米国○○大学○○○○研究室（米国○○州○○通り○○） |
| 分配したヒトＥＳ細胞株の名称 |  |
| （記載例）1.○○株（○○大学）2.△△-○○株（△△遺伝子を導入した○○細胞株）（○○研究所） |
| 分配の要件に関する説明（契約等の内容） |  |
| （記載要領：第18条第３項の要件を満たすことが分かるように記載すること。）（記載例）米国○○大学とのＭＴＡ等において、以下のとおり第18条第３項の要件を満たしている。１．分配をするヒトＥＳ細胞の使用が、当該海外機関が存する国又は地域の制度等に基づき承認されたものであること。→○○大学におけるＥＳ細胞の使用は○○ガイドラインに基づきＩＲＢにて審査が行われ、承認されている。詳細は添付資料○のとおり。研究責任者：計画名：２．ヒトＥＳ細胞の取扱いについて、 当該海外機関が存する国又は地域の制度等を遵守すること。→ＭＴＡ○条に記載。３．分配を受けたヒトＥＳ細胞を、他の機関に対して分配しないこと。→ＭＴＡ○条に記載。４．ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。→ＭＴＡ○条に記載。５．基礎的研究及び医療（臨床研究及び治験を含む。）目的以外の利用を行わないこと。→ＭＴＡ○条に記載。６．人クローン胚を用いて樹立されたヒトＥＳ細胞を分配しようとする場合、個人情報の保護のための十分な措置が講じられていること。→ＭＴＡ○条に記載。７．前各号に掲げる要件に反することとなった場合においては、直ちにヒトＥＳ細胞の使用を終了すること。→ＭＴＡ○条に記載。 |

事務担当連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 記載例：文科　○○（もんか　○○） |
| 部署名 | 記載例：○○大学研究支援課 |
| 電話番号 | 記載例：00-0000-0000 |
| E-mail | 記載例：○○＠○○.ac.jp |